法人 道府県民税 事業税 特別法人事業税 納付書（省令様式第12号の2） 記載例

法人 道府県民税 事業税 特別法人事業税 領収証書 ㊞

都道府県コード	口座番号	加入者
010006 北海道 ①	02740-9-960011 ②	北海道 会計管理者 札幌地区 ③

所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする道民税の法人税割又は各事業年度の所得に対する事業税については、法人課税信託の名称を併記）

札幌市中央区北3条西7丁目1－1 ④

㈱○△商店 様

年度	税コード	※処理事項	事務所	管理番号
7 ⑤	02 ⑥		210 ⑦	⑧

事業年度（算定期間）	申告区分
・ ・ から ・ ・ ⑨ まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（ ⑩

⑪

			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人道府県民税	法人税割額	01							2	8	4	0	0
	均等割額	02							2	5	0	0	0
	延滞金	03											
	計	04							5	3	4	0	0
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05						2	5	0	8	0	0
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09						1	0	8	3	0	0
	計（05～09）	10						3	5	9	1	0	0
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計（10～14）	15						3	5	9	1	0	0
合計額		16				⑫	¥	4	1	2	5	0	0

納期限	年 月 日	領収日付印
課税事務所	北海道札幌道税事務所 ⑬	
指定金融機関名（取りまとめ店）	北洋銀行 道庁支店 ⑭	
取りまとめ局	ゆうちょ銀行 小樽貯金事務センター（〒047-8794） ⑮	

北海道のホームページから納付書をダウンロードして簡単に作成することもできます。
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/download/index.htm

※ 3枚全てに記入されているか必ず確認してください。

① 都道府県コード欄は、「**010006**」及び「**北海道**」を記入してください。

② 口座番号欄は、「**02740－9－960011**」を記入してください。
※ 道外の金融機関で使用する場合は記載不要です。

③ 加入者欄は、「**北海道会計管理者（札幌地区）**」を記入してください。

④ 所在地及び法人名を記入してください。
合併法人の場合
合併法人 （株）○△商店
（被合併法人 （株）△△商店 分）
と記載してください。

⑤ 年度欄は、事業年度ではなく、納付する会計年度を記入してください。
例1 令和8年3月31日までに確定(予定)申告した分を納付する場合は「7」となります。
例2 令和8年4月1日以降に確定(予定)申告した分を納付する場合は「8」となります。

⑥ 税コード欄は、「**02**」を記入してください。

⑦ **記入漏れにご注意ください！！**
事務所コード欄は、事務所コード一覧から、主たる事務所又は事業所が所在する市町村に対応するコードを記入してください。
※ 主たる事務所又は事業所が北海道外の法人は、「**210**」となります。

事務所コード欄がない納付書を使用する場合は、「※処理事項」欄に右詰めで事務所コードを記入してください。

⑧ 管理番号欄は、申告書様式にある9桁の管理番号を記入してください。

⑨ この納付に係る事業年度を記入してください。

⑩ 申告区分を○で囲んでください。

⑪ **記入漏れ・段ずれにご注意ください！！**
納付額欄は、マイナスの表示をしないでください。
申告書の税額がマイナスの場合は該当欄に0を記入し、他の税額欄に差し引きした金額を記入してください。
例）法人税割額がマイナスの場合

申告書	
法人税割額	△500
均等割額	1000

納付書へ記入 →

納付書		千	百	十	円
法人税割額	01				0
均等割額	02	5	0	0	0
延滞金	03				
計	04	5	0	0	0

なお、「法人道府県民税」と「法人事業税・特別法人事業税」との間で差し引きする場合は、税目間の還付充当手続に一定の期間を要しますので、延滞金が課されることがあります。

⑫ 合計金額に「¥」を記入してください。

⑬ 課税事務所欄は、「**北海道札幌道税事務所**」を記入してください。

《領収済通知書〈3枚目〉のみ》
⑭ 指定金融機関名欄は、「**北洋銀行 道庁支店**」を記入してください。
⑮ 取りまとめ局欄は、「**ゆうちょ銀行小樽貯金事務センター(〒047-8794)**」を記入してください。

事務所コード一覧

コード	市町村名	コード	市町村名
210	札幌市、北海道外	061	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
010	江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村	070	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
020	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町	080	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
030	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町	090	網走市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、大空町
040	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村	091	北見市、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町
		092	紋別市、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
041	小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	100	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
050	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町	101	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町
		110	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
051	深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町	120	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
060	旭川市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、幌加内町	130	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
		140	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

法人 道民税 事業税 特別法人事業税 の税率表

【北海道】

(1) 道民税の税率

区分			令和元年(2019年)10月1日以後に開始する事業年度 税率
均等割	公共法人、公益法人等		年額 2万円
	資本金等の額を有する法人		
	資本金等の額が1,000万円以下であるもの		年額 2万円
	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの		年額 5万円
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの		年額 13万円
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの		年額 54万円
	資本金等の額が50億円を超えるもの		年額 80万円
法人税割	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社		1.8%
	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人	法人税額が年1,000万円を超えるとき	1.8%
		法人税額が年1,000万円以下のとき	1.0%

※ 「資本金等の額」は「資本金等の額又は資本準備金額の合算額のいずれか大きい額」となります。

(2) 事業税の税率

法人の種類	所得区分等		令和2年(2020年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日までに開始する事業年度 税率		令和4年(2022年)4月1日以後に開始する事業年度 税率	
				外形対象法人※1		外形対象法人※1
普通法人(一般の法人、法人でない社団又は財団)	所得のうち年400万円以下の金額		3.5%	0.4%	3.5%	
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額		5.3%	0.7%	5.3%	
	所得のうち年800万円を超える金額		7.0%	1.0%	7.0%	
	軽減税率不適用法人※2の所得		7.0%	1.0%	7.0%	1.0%
	付加価値額			1.2%		1.2%
	資本金等の額			0.5%		0.5%
特別法人(協同組合、信用金庫、医療法人等)	所得のうち年400万円以下の金額		3.5%		3.5%	
	所得のうち年400万円を超える金額		4.9%		4.9%	
	軽減税率不適用法人※2の所得		4.9%		4.9%	
収入金額課税法人	電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給事業	収入金額	0.75%	0.75%	0.75%	0.75%
		所得金額	1.85%		1.85%	
		付加価値額		0.37%		0.37%
		資本金等の額		0.15%		0.15%
	ガス供給業のうち特定ガス供給業	収入金額	1.0%			0.48%
		付加価値額				0.77%
		資本金等の額				0.32%
	生命・損害保険業及び上記以外の電気供給業・ガス供給業※3	収入金額	1.0%		1.0%	

※1 外形対象法人は、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(公益法人等及び人格のない社団等は除く。)です。なお、令和7年(2025年)4月1日以後に開始する事業年度から、前事業年度に外形対象であった法人で、当該事業年度の資本金の額又は出資金の額が1億円以下かつ資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は外形対象法人となります。

※2 軽減税率不適用法人は、次の法人です。
- 外形対象法人(令和4年(2022年)4月1日以後に開始する事業年度に限る。)
- 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所又は事業所のある法人

※3 ガス供給業のうち次の事業については、所得金額により課税される法人に区分されます。
- 平成30年(2018年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日までに開始する事業年度においては、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者以外の者が行うもの
- 令和4年(2022年)4月1日以後に開始する事業年度においては、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外の者が行うもの

(3) 特別法人事業税の税率

法人の種類	令和2年(2020年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日までに開始する事業年度 税率	令和4年(2022年)4月1日以後に開始する事業年度 税率
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人	260.0%	260.0%
所得割額によって法人事業税を課税される普通法人等	37.0%	37.0%
所得割額によって法人事業税を課税される特別法人	34.5%	34.5%
収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額又は収入割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人(電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業)	40.0%	40.0%
収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって法人事業税を課税される法人(ガス供給業のうち特定ガス供給業)	30.0%	62.5%
収入割額によって法人事業税を課税される法人(生命保険業及び損害保険業並びに上記以外の電気供給業及びガス供給業※)	30.0%	30.0%

※ ガス供給業のうち次の事業については、所得割額により法人事業税が課税される特別法人に区分されます。
- 平成30年(2018年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日までに開始する事業年度においては、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者以外の者が行うもの
- 令和4年(2022年)4月1日以後に開始する事業年度においては、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外の者が行うもの